

特定事業者の募集と登録について

新津市において『地域振興券』を取り扱う事業者(特定事業者)を募集します。

1 登録資格

新津市の特定事業者として登録できる者は、新津市において次の業種を営む事業者とします。

小売業、飲食業、洗濯、理容、旅館、医療等の各種サービス業、
運輸通信業（旅行業含む）等

2 申込方法

「地域振興券取扱特定事業者登録申請書」に必要事項を記入し、振り込みを希望する口座のある金融機関で確認印を押印してもらった後、市役所 4 階農・産業振興課へ期限(2月12日)までに提出してください。(郵送も可、ただし、提出期限までに必着)

3 登 録

申込された事業者には、登録資格を有することを確認した後、「地域振興券特定事業者登録証明書」を送付いたします。

「新津市特定事業者募集要項」及び「地域振興券取扱特定事業者登録申請書」は平成11年2月5日から平成11年2月12日までの間、市役所、本町二番館、新津商工会議所、新津商店街協同組合連合会事務局、市内各金融機関にあります。

●地域振興券で取り引きできないもの

- ① 国や地方公共団体へ支払うもの（税金、公共施設使用料、上下水道料金、公営のギャンブル、宝くじ等）
- ② 消費にあたらぬもの、また、6か月以内の消費拡大につながらない可能性の高いもの（出資や債務の支払い、有価証券の購入等）
- ③ 換金性があり、広域的に流通するもの（商品券の購入、各種プリペイドカードの購入、切手、官製はがきの購入等）
- ④ 公共サービスの対価に準じるもの（電気料金、ガス料金、テレビ受信料等）

●換金の方法について

特定事業者として登録されると地域振興券を持参した者に対し、券面記載額相当の物品の販売やサービスの提供を行い、これにより取得した地域振興券は、市が指定した取次金融機関に換金を申し出、後日、市から特定事業者の口座に振り込みします。

●他の市町村の地域振興券について

他の市町村が発行した地域振興券は、新津市では換金できません。

提出期限 平成11年2月12日(金)必着